

12月14日 食品衛生分科会

報告品目に関する資料

(2) 報告品目

①農 薬

・イソキサフルトール（暫定基準の見直し）	1
・イマザピックアンモニウム塩（暫定基準の見直し）	5
・エタルフルラリン（暫定基準の見直し）	9
・シクラニリド（暫定基準の見直し）	13
・トリアゾホス（暫定基準の見直し）	17
・フルオピコリド（適用拡大+インポートトレランス申請）	23
・ヘキサジノン（暫定基準の見直し）	29
・ベノキサコール（暫定基準の見直し）	33
・ベンスルフロンメチル（暫定基準の見直し）	37

②農薬及び動物用医薬品

・スピノサド (暫定基準の見直し+適用拡大+インポートトレランス申請)	43
--	----

イソキサフルトール (Isoxaflutole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	イソキサゾール構造をもつ除草剤である。プラスチキノン生合成経路に関与し、4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼを阻害することによって除草活性を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／一年生イネ科雑草、ひよこ豆／Mustard 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこしに、カナダにおいてとうもろこし及び畜産物に、オーストラリアにおいてさとうきび、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあっては、イソキサフルトールのみとし、畜産物にあっては、イソキサフルトール及び代謝物B【2-シアノ-3-シクロプロピル-4-(2-メチルスルホニル-4-トリフルオロメチルフェニル)プロパン-1,3-ジオン】とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	14.4	幼小児 (1~6歳)	33.5	妊婦	14.1	高齢者 (65歳以上)	14.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	14.4										
幼小児 (1~6歳)	33.5										
妊婦	14.1										
高齢者 (65歳以上)	14.1										
意見聴取の状況	平成23年8月22日に在京大使館への説明を実施 平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 平成23年9月16日～平成23年11月15日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
どうもろこし	0.02	0.1		0.02	アメリカ	【<0.01(n=20)(米国)】
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
その他の豆類	0.03	0.03		0.03	オーストラリア	【<0.03(n=5)(オーストラリア ひよこ豆)】
さとうきび	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	【<0.01(n=6)(オーストラリア さとうきび)】
その他のスパイス		0.03				
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2	カナダ'	推:<0.03
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2	カナダ'	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2	カナダ'	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.2	0.2				推:<0.03
豚の脂肪	0.2	0.2				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.4		0.5	カナダ'	推:0.204
豚の肝臓	0.1	0.2		0.1	カナダ'	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.3		0.1	カナダ'	
牛の腎臓	0.1	0.08		0.1	カナダ'	推:0.058
豚の腎臓	0.1	0.08		0.1	カナダ'	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.08		0.1	カナダ'	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.1	0.08		0.1	カナダ'	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.1	0.08		0.1	カナダ'	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.08		0.1	カナダ'	【牛の腎臓参照】
乳	0.02	0.03		0.02	カナダ'	推:0.021
鶏の筋肉	0.2	0.2		0.2	カナダ'	推:<0.1
その他の家きんの筋肉	0.2	0.2		0.2	カナダ'	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.2	0.2				推:<0.1
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2				【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.3	0.2		0.3	カナダ'	推:0.211
その他の家きんの肝臓	0.3	0.2		0.3	カナダ'	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.1	0.08		0.1	カナダ'	
その他の家きんの腎臓	0.1	0.08		0.1	カナダ'	
鶏の食用部分	0.1	0.08		0.1	カナダ'	
その他の家きんの食用部分	0.1	0.08		0.1	カナダ'	
鶏の卵	0.01	0.02		0.01	カナダ'	推:<0.1
その他の家きんの卵	0.01	0.02		0.01	カナダ'	【鶏の卵参照】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(b)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残存量であることを示している。

答申(案)

(別紙2)

インキサフルトール

食品名	残留基準値 ppm
どうもろこし	0.02
その他の豆類 ^{注1)}	0.03
さとうきび	0.01
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注3)}	0.1
乳	0.02
鶏の筋肉	0.2
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分 ^{注5)}	0.1
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

*農産物にあってはインキサフルトールとし、畜産物にあっては、インキサフルトール及び代謝物B[2-シアノ-3-シクロプロピル-4-(2-メチルスルホニル-4-トリフルオロメチルフェニル)プロパン-1,3-ジオン]をインキサフルトールに換算したものの和をいうこと。

注1)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

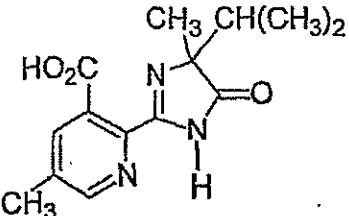
注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

イマザピックアンモニウム塩 (Imazapic-Ammonium)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	イミダゾリノン系除草剤である。分枝鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）の植物体内での生合成酵素であるアセトラクテートシナーゼを阻害すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	らっかせい／Pigweed、小麦／Amsinckia 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、歐州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてらっかせい、畜産物等に、オーストラリアにおいて小麦、さとうきび、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.27 mg/kg 体重/day (イマザピックとして) [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 最小毒性量 137 mg/kg 体重/day 安全係数 500										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イマザピックとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.5	幼小児 (1~6 歳)	1.1	妊婦	0.5	高齢者 (65 歳以上)	0.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.5										
幼小児 (1~6 歳)	1.1										
妊婦	0.5										
高齢者 (65 歳以上)	0.5										
意見聴取の状況	平成23年8月22日に在京大使館への説明を実施 平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 平成23年9月16日～平成23年11月15日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05			0.05 [†] オーストラリア	【<0.1 (n=3) (豪州)】
らっかせい	0.1	0.1			0.1 [†] アメリカ	【<0.1 (n=9) (米国)】
さとうきび	0.05	0.05			0.05 [†] オーストラリア	【<0.05 (n=4) (#) (豪州)】
なたね	0.05	0.05			0.05 [†] オーストラリア	【<0.05 (n=3) (#) (豪州)】
牛の筋肉	0.1	0.1			0.1 [†] アメリカ	推:0.02
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1			0.1 [†] アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.1	0.08			0.10 [†] アメリカ	推:0.02
豚の脂肪		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.08			0.10 [†] アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1	0.08			0.1 [†] アメリカ	推:0.02
豚の肝臓		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.08			0.1 [†] アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	1	0.5			1.0 [†] アメリカ	推:0.19
豚の腎臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	0.5			1.0 [†] アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.1	0.08			0.1 [†] アメリカ	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.08			0.1 [†] アメリカ	【牛の肝臓参照】
乳	0.05	0.06			0.1 [†] アメリカ	推:0.01
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

イマザピック

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
らっかせい	0.1
さとうきび	0.05
なたね	0.05
牛の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	0.1
乳	0.05

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*なお、イマザピックアンモニウム塩はイマザピックとして告示することが適当である。

エタルフルラリン (Ethalfluralin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{NO}_2 - \text{CH}_2 - \text{C} = \text{CH}_2 \\ \\ \text{F}_3\text{C} - \text{C}_6\text{H}_3 - \text{N}(\text{CH}_2\text{CH}_3) - \text{NO}_2 \end{array} $										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジニトロアニリン系の除草剤である。作用機構は、細胞分裂時の紡錘体の機能阻害であり、雑草の発芽前の土壤に処理する選択性除草剤である。										
適用作物／適用雑草等	なたね／一年生雑草、べにばな／一年生雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、小豆等に、カナダにおいて大豆、ひまわり等に、EUにおいて大豆、ピーマン等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.039 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 3.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: エタルフルラリンとする。</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.2	幼小児 (1~6 歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.2										
幼小児 (1~6 歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.2										
暴露評価											
意見聴取の状況	<p>平成23年8月22日に在京大使館への説明を実施 平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 平成23年10月28日～平成23年12月27日 WTO通報実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05		0.05 [†]	アメリカ	【<0.01(‡) (n=13) (米国)】
小豆類	0.05	0.05		0.05 [†]	アメリカ	【<0.01(‡) (n=6)/<0.01 (n=6) (米国)】
えんどう	0.05	0.05		0.05 [†]	アメリカ	【<0.01(‡) (n=4) (米国)】
らっかせい	0.05	0.05		0.05 [†]	アメリカ	【<0.01(‡) (n=4) (米国)】
その他の豆類	0.05	0.05		0.05 [†]	アメリカ	【米国 小豆類参照】
きゅうり(ガーベルを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろとうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まぐわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
えだまめ		0.05				
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05 [†]	アメリカ	【<0.01(‡) (n=4)/<0.01 (n=4) (米国)】
べにばなの種子		0.05				
なたね	0.05	0.05		0.05 [†]	アメリカ	【<0.02 (n=6), <0.02(‡) (n=2)/<0.02 (n=5), <0.02(‡) (n=3) (米 国)】
その他のスパイス	0.05	0.05		0.05 [†]	カナダ [*]	【<0.01 (n=5) (カナダ)】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(‡)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

エタルフルラリン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.05
えんどう	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注2)}	0.05
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
その他のスパイス ^{注3)}	0.05

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、
サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、
ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、
大豆、小豆類、えんどう、そら豆、
らっかせい及びスパイス以外のものを
いう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイ
スのうち、西洋わさび、わさびの根
茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、
しょうが、レモンの果皮、オレンジの果
皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外
のものをいう。

シクラニリド (Cyclanilide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	オーキシン輸送阻害作用を持つ植物成長調整剤（枯渇剤）である。植物成長調整剤であるエテホンと同時に使用され、協調的に作用することによってオーキシンの輸送阻害作用を増強し、綿の開じよ促進等に効果を示すと考えられている。										
適用作物／使用目的等	綿実/綿の蒴果の開じよ促進及び再成長の抑制										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びオーストラリアにおいて綿実、畜産物等に、EUにおいて綿実に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0063 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 最小毒性量 : 1.9 mg/kg 体重/day 安全係数 300 遺伝毒性試験 : <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 : シクラニリドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>76.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>35.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	36.4	幼小児 (1~6歳)	76.1	妊婦	37.2	高齢者 (65歳以上)	35.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	36.4										
幼小児 (1~6歳)	76.1										
妊婦	37.2										
高齢者 (65歳以上)	35.8										
意見聴取の状況	平成23年10月31日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	0.6	0.4			0.60 [†] アメリカ	<0.05-0.55(n=12)(米国)
牛の筋肉	0.05	0.04			0.05 [†] オーストラリア	推:0.017(豪州)
豚の筋肉	0.05	0.04			0.05 [†] オーストラリア	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.1			0.05 [†] オーストラリア	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.1	0.1			0.10 [†] アメリカ	推:0.023(米国)
豚の脂肪	0.1	0.1			0.10 [†] アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1			0.10 [†] アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	2 [†]	1			2 [†] オーストラリア	推:0.13(豪州)
豚の肝臓	2 [†]	1			2 [†] オーストラリア	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2 [†]	1			2 [†] オーストラリア	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	2 [†]	2			2 [†] オーストラリア	推:1.3(豪州)
豚の腎臓	2 [†]	2			2 [†] オーストラリア	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2 [†]	2			2 [†] オーストラリア	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	2 [†]	1			2 [†] オーストラリア	(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	2 [†]	1			2 [†] オーストラリア	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2 [†]	1			2 [†] オーストラリア	(牛の腎臓参照)
乳	0.05	0.05			0.05 [†] オーストラリア	推:0.012(豪州)
鶏の筋肉		0.01			†	
その他の家きんの筋肉		0.01			†	
鶏の脂肪		0.01			†	
その他の家きんの脂肪		0.01			†	
鶏の肝臓		0.01			†	
その他の家きんの肝臓		0.01			†	
鶏の腎臓		0.01			†	
その他の家きんの腎臓		0.01			†	
鶏の食用部分		0.01			†	
その他の家きんの食用部分		0.01			†	
鶏の卵		0.01			†	
その他の家きんの卵		0.01			†	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

シクラニリド

食品名	残留基準値 ppm
綿実	0.6
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注2)}	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.05

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

トリアゾホス (Triazophos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。昆虫の神經系のアセチルコリンエステラーゼを阻害することで殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	綿実／吸汁性昆虫 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	2002 年に JMPR による毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は穀類、綿実等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.00041 mg/kg 体重/day [設定根拠] 3 週間 反復投与試験 (ヒト・経口) 最小毒性量 0.0125 mg/kg 体重/day 安全係数 30 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (-) <i>in vivo</i> 試験 (+/-)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: トリアゾホスとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>68.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>21.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	29.7	幼小児 (1~6 歳)	68.1	妊婦	28.3	高齢者 (65 歳以上)	21.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	29.7										
幼小児 (1~6 歳)	68.1										
妊婦	28.3										
高齢者 (65 歳以上)	21.0										
意見聴取の状況	平成 23 年 10 月 7 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 10 月 28 日～平成 23 年 12 月 27 日 WTO 通報実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		N.D.		0.05		
小麦	0.05	N.D.		0.05		
大麦	0.05	N.D.		0.05		
ライ麦	0.05	N.D.		0.05		
どうもろこし	0.05	N.D.		0.05		
そば	0.05	N.D.		0.05		
その他の穀類	0.05	N.D.		0.05		
大豆		N.D.				
小豆類		0.2				
えんどう		0.02				
そら豆		N.D.				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		N.D.				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		N.D.				
さとうきび		N.D.				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		N.D.				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.5				
バースニップ		1				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しようが		0.02				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		N.D.				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		N.D.				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実	0.2	0.1		0.2		
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.05				
コーヒー豆		N.D.				
カカオ豆		N.D.				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.02				
豚の肝臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.02				
豚の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
豚の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.02				
その他の家きんの卵		0.02				

農薬名

トリアゾホス

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実油(注1を除く。)	1			1	1	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準（暫定基準以外の基準）を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

トリアゾホス

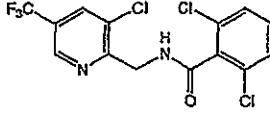
食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
綿実	0.2
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	1

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

※米、大豆、小豆類、そら豆、ばれいしょ、てんさい、キャベツ、カリフラワー、たまねぎ、にんじん、ハースニップ、未成熟いんげん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、いちご、その他のザツシ類及びコーヒー豆については現行基準が削除される。

トリアゾホス試験法については、告示から削除し通知により示すことが適当である。

フルオピコリド (Fluopicolide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定																				
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス（ＩＴ）制度に基づく基準設定の要請があったもの。																				
構造式																					
用途	農薬／殺菌剤																				
作用機構	ベンズアミド骨格を有する殺菌剤である。作用機構は不明であるが、電子伝達系阻害、エネルギーの代謝障害（リン酸化の脱共役）、セルロース生合成阻害等とは異なると考えられている。																				
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／疫病、きゅうり／べと病 等																				
我が国の登録状況	ばれいしょ、きゅうり等に農薬登録がされている。																				
諸外国の状況	2009年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はたまねぎ、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、はくさい等に、EUにおいてかぼちゃ、ねぎ等に、ニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。																				
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>【フルオピコリド】 許容一日摂取量 (ADI) 0.079 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18ヶ月間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 7.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験 : <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p> <p>【代謝物M1 (2,6-ジクロロベンズアミド)】 許容一日摂取量 (ADI) 0.045 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 4.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>																				
基準値案	別紙1のとおり。残留の規制対象物質：フルオピコリドとする。																				
暴露評価	<p>【フルオピコリド】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>43.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>77.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>36.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>43.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>【代謝物M1 (2,6-ジクロロベンズアミド)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>53.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>29.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	43.4	幼小児 (1~6歳)	77.6	妊婦	36.3	高齢者 (65歳以上)	43.9		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	27.5	幼小児 (1~6歳)	53.8	妊婦	20.0	高齢者 (65歳以上)	29.8
	TMDI/ADI 比 (%)																				
国民平均	43.4																				
幼小児 (1~6歳)	77.6																				
妊婦	36.3																				
高齢者 (65歳以上)	43.9																				
	EDI/ADI 比 (%)																				
国民平均	27.5																				
幼小児 (1~6歳)	53.8																				
妊婦	20.0																				
高齢者 (65歳以上)	29.8																				
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)																				
答申案	別紙2のとおり。																				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類	0.05 0.02 0.02 0.02 0.02	0.05 IT IT IT IT		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	<0.01,<0.01,<0.01,<0.01 【0.00271~0.0126(n=19) （米国）】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2 15		IT IT	0.15 15.0	アメリカ アメリカ	【0.02~0.11(n=6)(米国)】 【2.4~10.2(n=6)(米国)】 【<0.01~0.14(n=7)(米国 にんじん)】【0.02~ 0.11(n=6)(米国ラディン シュの根)】【0.004~ 0.06(n=10)(米国てんさい の根)】 【2.4~10.2(n=6)(米国ラ ディッシュの葉)】【4.3~ 11.2(n=10)(米国てんさい の葉)】 【米国にんじん、ラディン シュの根及びてんさいの 根参照】 【米国キャベツ及びブロッ コリー参照】 【0.31~3.9(n=7)(外葉あ り)(米国)】 【0.01~2.6(n=7)(外葉な し)(米国)】
かぶ類の根	0.2		IT	0.15	アメリカ	
かぶ類の葉	15		IT	15.0	アメリカ	
西洋わさび	0.2		IT	0.15	アメリカ	
はくさい	5	O・中・IT		5.0	アメリカ	
キャベツ 芽キャベツ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	5 5 5 5 5		IT IT IT IT IT	5.0 5.0 5.0 5.0 5.0	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【米国キャベツ及びブロッコリー参照】 【米国キャベツ及びブロッコリー参照】 【0.18~0.69(n=6)(米国)】 【米国キャベツ及びブロッコリー参照】
ごぼう	0.2		IT	0.15	アメリカ	【米国にんじん、ラディン シュの根及びてんさいの 根参照】
サルシフィー	0.2		IT	0.15	アメリカ	【米国にんじん、ラディン シュの根及びてんさいの 根参照】
チコリ	15		IT	15.0	アメリカ	【米国ラディッシュの葉及 びてんさいの葉参照】 【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
エンダイブ	25		IT	25	アメリカ	【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
しゅんぎく	25		IT	25	アメリカ	【0.616~7.15(n=7)(結球 レタス外葉あり)(米国)】 【<0.003~0.324(n=7)(結 球レタス外葉なし)(米国)】 【4.33~11.7(n=7)(非結球 レタス)(米国)】 【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	25		IT	25	アメリカ	
その他のきく科野菜	25		IT	25	アメリカ	
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく	7 10 7	O・中・IT IT IT	1 10	7.0 7.0	アメリカ アメリカ	【0.01~2.3(n=7)(米国)】 【米国たまねぎ参照】 【1.7~4.5(n=3)(米国グ リーンオニオン)】【米国た まねぎ参照】
その他のゆり科野菜	7		IT	7.0	アメリカ	
パースニップ	0.2		IT	0.15	アメリカ	【米国にんじん、ラディン シュの根及びてんさいの 根参照】
パセリ セロリ	25 25		IT IT	25 25	アメリカ アメリカ	【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】 【0.16~14(n=7)(米国)】 【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
その他のせり科野菜	25		IT	25	アメリカ	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	2		O・申・IT	1	1.60	アメリカ
ピーマン	2		IT	1	1.60	アメリカ
なす	2		IT	1	1.60	アメリカ
その他のなす科野菜	2		IT	1	1.60	アメリカ
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7		O・甲・IT	0.5		0.26, 0.35 【0.0125～0.0567(n=6)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5		IT	0.5	0.50	アメリカ 【0.0143～0.0572(n=6)(米国スカッシュ)】 【0.00479～0.297(n=9)(米国カントローブ)】 【米国きゅうり、スカッシュ及びカントローブ参照】
しろうり メロン類果実※	0.5 0.2		IT	0.5 0.5	0.50	アメリカ
その他のうり科野菜	0.5		IT	0.5	0.50	アメリカ 【米国きゅうり、スカッシュ及びカントローブ参照】
ほうれんそう オクラ しょうが	25 1 0.02		IT	1	25 0.02	アメリカ 【6.8～17(n=7)(米国)】 【米国ばれいしょ参照】
しいたけ その他のきのこ類	1 1			1 1		
その他の野菜	25		IT		25	アメリカ 【米国レタス、セロリ及びほうれん草参照】
ぶどう	2	2		2	2.0	アメリカ 【0.11～0.97(n=4)(米国)】
その他の果実	1			1		
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.02			0.02		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
干しへどう とうがらし(乾燥させたもの)	10 7			10 7		

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※メロン類果実においては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

フルオピコリド

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.05 0.02
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.02 0.02
その他のいも類 ^{注1)}	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2 15
かぶ類の根 かぶ類の葉	0.2 15
西洋わさび はくさい	0.2 5
キャベツ 芽キャベツ	5 5
カリフラワー ブロッコリー	5 5
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	5
ごぼう サルシフィー チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注3)}	0.2 0.2 15 25 25 25 25
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく その他のゆり科野菜 ^{注4)}	7 10 7 7
パースニップ パセリ セロリ その他のせり科野菜 ^{注5)}	0.2 25 25 25
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注6)}	2 2 2 2
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろとうり メロン類果実 その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.7 0.5 0.5 0.2 0.5
ほうれんそう オクラ しょうが	25 1 0.02
しいたけ その他のきのこ類 ^{注8)}	1 1
その他の野菜 ^{注9)}	25
ぶどう	2
その他の果実 ^{注10)}	1

注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングルーサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、なら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

フルオピュリド (つづき)

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注12)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
干しふどう どうがらし(乾燥させたもの)	10 7

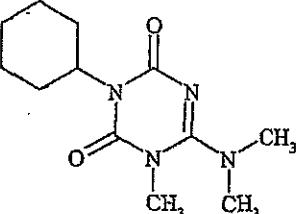
注10)「他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13)「他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ヘキサジノン (Hexazinone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリアジン系除草剤である。広範囲の雑草防除に用いられ、作用機構は、葉緑体膜の電子伝達阻害による光合成阻害と考えられている。										
適用作物／適用雑草等	ブルーベリー／草本雑草、パインアップル／木本雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブルーベリー、さとうきび等に、オーストラリアにおいてパインアップル等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品安全健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.049 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 4.97 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 ・農産物：ヘキサジノンとする。 ・畜産物（乳を除く）：ヘキサジノン、代謝物B【3-シクロヘキシリ-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】及びF【3-シクロヘキシリ-6-アミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】とする。 ・畜産物（乳に限る）：ヘキサジノン、代謝物B、C【3-(4-ヒドロキシシクロヘキシリ)-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】及びFとする。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="568 1635 1410 1898"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>77.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>16.7</td> </tr> </tbody> </table> EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	16.9	幼小児 (1~6歳)	77.3	妊婦	20.7	高齢者 (65歳以上)	16.7
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	16.9										
幼小児 (1~6歳)	77.3										
妊婦	20.7										
高齢者 (65歳以上)	16.7										
意見聴取の状況	平成23年10月7日に在京大使館への説明を実施 平成23年10月28日～平成23年12月27日 WTO通報実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
さとうきび	0.02	0.1		0.6	アメリカ	【<0.003 (n=3) (米国)】
ブルーベリー	0.2	0.2		0.6	アメリカ	【<0.05 (n=7) (米国)】
パイナップル	0.2	0.8		0.6	アメリカ	【<0.05 (n=3) (米国)】
牛の筋肉	0.5	0.1		0.5	アメリカ	推:0.319
豚の筋肉	0.5	0.1		0.5	アメリカ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.1		0.5	アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.1	0.1		0.1	アメリカ	推:<0.10
豚の脂肪	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	4	0.1		4.0	アメリカ	推:3.46
豚の肝臓	4	0.1		4.0	アメリカ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4	0.1		4.0	アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	4	0.1		4.0	アメリカ	推:2.058
豚の腎臓	4	0.1		4.0	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.1		4.0	アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	4	0.1		4.0	アメリカ	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	4	0.1		4.0	アメリカ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4	0.1		4.0	アメリカ	【牛の肝臓参照】
乳	11	0.08		11	アメリカ	推:8.28
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

(別紙2)

ヘキサジノン

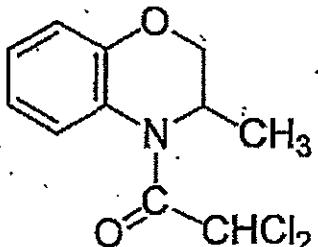
食品名	残留基準値 ppm
さとうきび	0.02
ブルーベリー	0.2
パインアップル	0.2
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	4
豚の肝臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 ^{注2)}	4
豚の食用部分	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4
乳	11

※今回基準値を設定する農薬ヘキサジノンとは、農産物にあってはヘキサジノンのみをいい、畜産物(乳を除く。)にあってはヘキサジノン、代謝物B【3-シクロヘキシル-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】をヘキサジノンに換算したもの及び代謝物F【3-シクロヘキシル-6-アミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】をヘキサジノンに換算したものと、畜産物(乳に限る。)にあっては、ヘキサジノン、代謝物B【3-シクロヘキシル-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】をヘキサジノンに換算したもの、代謝物C【3-(4-ヒドロキシシクロヘキシル)-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】をヘキサジノンに換算したもの及び代謝物F【3-シクロヘキシル-6-アミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1H,3H)-ジオン】をヘキサジノンに換算したものの和をいうこと。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ベノキサコール (Benoxacor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／薬害軽減剤										
作用機構	とうもろこしにおいて主に発芽苗より吸収され、除草剤メトラクロールの解毒代謝を促進することにより、除草剤の有害作用から作物を保護するものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／1年生雑草、らっかせい／1年生雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、大豆等に、カナダにおいてかぼちゃ、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.004 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ベノキサコールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="563 1471 1405 1718"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6歳)	0.9	妊婦	0.4	高齢者 (65歳以上)	0.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児 (1~6歳)	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者 (65歳以上)	0.4										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦		0.01				
大麦		0.01				
ライ麦		0.01				
とうもろこし		0.01				
そば		0.01				
その他の穀類		0.01				
大豆	0.01	0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ	0.01	0.01				
かんしょ		0.01				
てんさい		0.01				
西洋わさび		0.01				
キャベツ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
アスパラガス		0.01				
にんじん		0.01				
セロリ		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
ほうれんそう		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
その他の野菜		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(ブルーベリーを含む。)		0.01				
とうとう(チェリーを含む。)		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

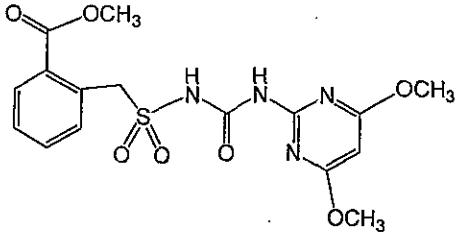
答申(案)

(別紙2)

ベノキサコール

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01

ベンスルフロンメチル (Bensulfuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>The chemical structure shows a benzimidazole ring system substituted at position 2 with a methoxy group (-OCH₃) and at position 4 with a sulfonamido group (-NH-C(=O)-SO₂-CH₃). The sulfonamido group is further substituted with a methyl group at the nitrogen atom.</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。植物に特有の、分岐鎖アミノ酸の生合成に関するアセトラクテート合成酵素(ALS)の働きを阻害することにより植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻／マツバイ、直播水稻／ホタルイ 等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、ザリガニに、オーストラリアにおいて米に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.19 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 19.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ベンスルフロンメチルとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.18</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.33</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.18	幼小児 (1~6 歳)	0.33	妊婦	0.13	高齢者 (65 歳以上)	0.18
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.18										
幼小児 (1~6 歳)	0.33										
妊婦	0.13										
高齢者 (65 歳以上)	0.18										
意見聴取の状況	平成23年10月31日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チングンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チエリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

ベンズルフロンメチル

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1

スピノサド (Spinosad)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)注1)	0.1	0.1	○・IT	1	1	
小麦	2	0.02	IT	1	1.5	アメリカ
大麦	2	0.02	IT	1	1.5	アメリカ
ライ麦	1	0.02		1	1	
とうもろこし	2	0.02	IT	1	1.5	アメリカ
そば	1	0.02		1	1	
その他の穀類	1	1		1	1	
大豆	0.02	0.02		0.01		
小豆類	0.02	0.02				
えんどう	0.02	0.02				
そら豆	0.02	0.02				
らっかせい	0.02	0.02		0.02		アメリカ
その他の豆類	0.02	0.02				【<0.0010(‡)(n=5)(米国)】
ばれいしょ	0.02	0.02		0.01		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02				【<0.005(n=14)(米国)】
かんしょ	0.02	0.02				
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02				
こんにゃくいも	0.02	0.02				
その他のいも類	0.02	0.02				
てんさい	0.06	0.06				【0.06,0.025,0.015 ,0.02,0.04(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	1	○	10		
かぶ類の根	0.1	0.2	○	10		
かぶ類の葉	3	10	○	10		
西洋わさび	0.1	0.2		0.1		
クレソン	10	8	○	10		
はくさい	1	8	○	10		
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	1	○	2		
ケール	10	10	○	10		
こまつな	10	5	○	10		
きょうな	5	5	○	10		
チングンサイ	2	2	○	2		
カリフラワー	2	2	○	2		
ブロッコリー	2	2	○	2		
その他のあぶらな科野菜	2	2	○	10		0.53(‡),0.22(‡) 0.90,0.53(長崎はくさい)
ごぼう	0.1	0.2		0.1		
サルシフィー	0.1	0.2		0.1		
アーティチョーク	0.3	5		0.3		
チコリ	10	8		10		
エンダイブ	10	8		10		
しゅんぎく	10	10		10		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	8	○	10		0.45,3.33(\$),0.10,2.15(サラダ菜)
その他のきく科野菜	10	8	○	10		3.26,4.56(すいせんじな)
たまねぎ	0.1	0.1		0.1		
ねぎ(リーキを含む。)	2	5	○	2		
にら	5	5	○			
アスパラガス	0.5	5	○			
わけぎ	1	5	○			
その他のゆり科野菜	0.3	5	○			<0.10,<0.10(らっきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			
ペースニップ	0.1	0.2		0.1		
バセリ	8	8	○			
セロリ	8	8	○	2		
みつば	5	5	○			
その他のセリ科野菜	5	5	○			1.21,2.26 2.6,0.8(セリ)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	1	0.5	○・申	0.3		0.33(\$),0.05(ミニトマト) 0.16,0.72(\$) 0.10,0.59(\$)
	2	2	○	0.3		
	2	2	○			
	10	0.4	○	10		
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろとうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	0.5	0.5	○	0.2		
	0.3	0.3		0.2		
	0.3	0.3		0.2		
	0.3	0.3	○	0.2		
	0.3	0.3	○	0.2		
	10	0.3	○	10		
ほうれんそう たけのこ オクラ しようが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	10	8	○	10		3.32,2.99
		0.2				
		0.2				
	0.02	0.02				
	0.3	0.3	○	0.3		
	0.3	0.3		0.3		
	0.3	0.3		0.3		
その他の野菜	10	10	○	10		3.47,3.79(食用なでしこ)
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.1	0.3	○	0.3		<0.02(#),<0.02(#) <0.02(#),0.08(\$\$)
	0.3	0.3	○	0.3		
	0.3	0.3	○	0.3		
	0.3	0.3	○	0.3		
	0.3	0.3	○	0.3		
	0.3	0.3	○	0.3		
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.5	0.5	○	0.1	0.17,0.04 /[0.09(#),0.14(#)(豪州)] [0.07(#),0.20(#)(豪州)] 【豪州りんご及びなし参照】 【豪州りんご及びなし参照】	
	0.5	0.5				
	0.5	0.5				
	0.5	0.5				
	0.2	0.2				
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ	0.2	0.2	○	0.2		0.03,0.03 0.13,0.10 0.03(\$),<0.02 /[0.005,0.005,0.010(プラム)(米国)]
	0.5	0.2				
	0.2	0.2				
	0.2	0.2				
	0.2	0.2				
いちご ラズベリー ブラックベリー	1	1	○		0.46,0.34 [0.130(#),0.279(#)(米国)] 【米国ラズベリー参照】 [0.0405(#),0.107(#),0.0835(#),0.07 0(#),0.145(#),0.16(#),0.0345(#),0.1 75(#)(米国)]	
	0.7	1	○			
	0.7	1				
ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.3	1		0.25	アメリカ	【米国ブルーベリー参照】 【米国ラズベリー参照】
	0.3	1				
	0.3	1				
	0.7	1				
ぶどう かき	0.5	0.5		0.5		
		0.5				
バナナ キウイ パシピヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー ¹ パッショナフルーツ なつめやし	0.3	0.5			0.25 0.05 0.02 0.1	アメリカ 【<0.02(n=6)(メキシコ)】 0.06,0.06 【米国プラム参照】 0.07,0.09(いちじく)
		0.2				
	0.3	0.3				
	0.3	0.3				
	0.02	0.5				
	0.3	0.3				
	0.3	0.3	○			
	0.1	1				
その他の果実	0.3	0.3	○			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子 べにばなの種子 綿実 その他のオイルシード	0.02	0.01 0.01 0.02 0.5		0.01		
ぎんなん くり	0.1	0.01 0.02		0.1	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】 【0.002, <0.001, <0.001 , 0.0067(米国)】
ペカン	0.1	0.02		0.1	アメリカ	【0.061, <0.040, 0.060, <0.040 , 0.04(米国)】
アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.02 0.1 0.02	0.02 0.02 0.02		0.01	0.1 アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	2	2	○			0.15, 0.68(\$)
その他のスパイス その他のハーブ	10 10	10 10	○ ○			5.66, 1.81(ハッカ)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2 2 2	2 2 0.8				推: 0.39 (牛の筋肉参照) (牛の筋肉参照)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10 10 10	3 2 2		3 2 2		推: 9.85 (牛の脂肪参照) (牛の脂肪参照)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5 5 5	2 0.5 0.5		2 0.5 0.5		推: 2.23 (牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2 2 2	1 0.5 0.5		1 0.5 0.5		推: 1.1 (牛の腎臓参照) (牛の腎臓参照)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5 5 5	0.5 0.5 0.5		0.5 0.5 0.5		(牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照)
乳	2	1		1		推: 0.55
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.1 0.1	0.02 0.02				0.0141(動物用医薬品由来) /推: 0.043(農薬由来) (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	1 1	0.4 0.4		0.2 0.2		0.3532(動物用医薬品由来) /推: 0.86(農薬由来) (鶏の脂肪(農薬由来)参照)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.2 0.1	0.04 0.04				0.0871(動物用医薬品由来) /推: 0.069(農薬由来) (鶏の肝臓(農薬由来)参照)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.2 0.1	0.04 0.04				(鶏の肝臓(動物用医薬品由来)参照) (鶏の肝臓(農薬由来)参照)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.2 0.1	0.04 0.04				(鶏の肝臓(動物用医薬品由来)参照) (鶏の肝臓(農薬由来)参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.2 0.1	0.05 0.05		0.01 0.01		0.0424(動物用医薬品由来) /推: 0.083(農薬由来) (鶏の卵(農薬由来)参照)
小麦ふすま 干しとうどう 綿実油(注2に限る。) 綿実油(注2を除く。)	2 1 0.01 0.01	2 1 0.01 0.01		2 1 0.01 0.01		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

注1) Codex基準における米の基準値については、粗米に対する基準値であり、我が国における玄米に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、玄米への加工係数が0.11と設定されているため、本剤については、粗米のCodex基準である1ppmに加工係数0.11を乗じ、玄米の基準値として0.1ppmを設定することとした。

注2) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

スピノサド

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	2
大麦	2
ライ麦	1
とうもろこし	2
そば	1
その他の穀類 ^{注1)}	1
大豆	0.02
小豆類 ^{注2)}	0.02
えんどう	0.02
そら豆	0.02
らっかせい	0.02
その他の豆類 ^{注3)}	0.02
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.06
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	3
西洋わさび	0.1
クレソン	10
はくさい	1
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	10
こまつな	10
きょうな	5
チングンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	2
ごぼう	0.1
サルシフィー	0.1
アーティチョーク	0.3
チコリ	10
エンダイブ	10
しゅんぎく	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
その他のきく科野菜 ^{注6)}	10
たまねぎ	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	2
にら	5
アスパラガス	0.5
わけぎ	1
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.3

※今回基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
にんじん	0.2
パースニップ	0.1
パセリ	8
セロリ	8
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注8)}	5
トマト	1
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注9)}	10
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜 ^{注10)}	10
ほうれんそう	10
しょうが	0.02
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.3
その他の野菜 ^{注11)}	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.5
もも	0.2
ネクタリン	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	0.2
すもも(ブルーンを含む。)	0.2
うめ	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
いちご	1
ラズベリー	0.7
ブラックベリー	0.7
ブルーベリー	0.3
ハックルベリー	0.3
その他のベリー類果実 ^{注13)}	0.7
ぶどう	0.5
バナナ	0.3
パパイヤ	0.3
アボカド	0.3
パイナップル	0.02
グアバ	0.3
マンゴー	0.3
パッションフルーツ	0.3
なつめやし	0.1

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、グラントベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
その他の果実 ^{注14)}	0.3	
綿実	0.02	
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.02	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.02	
茱萸	2	
その他のスパイス ^{注16)}	10	
その他のハーブ ^{注17)}	10	
牛の筋肉	2	
豚の筋肉	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	2	
牛の脂肪	10	
豚の脂肪	10	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	
牛の肝臓	5	
豚の肝臓	5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	
牛の腎臓	2	
豚の腎臓	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	
牛の食用部分 ^{注19)}	5	
豚の食用部分	5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	
乳	2	
鶏の筋肉	0.1	
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.1	
鶏の脂肪	1	
その他の家きんの脂肪	1	
鶏の肝臓	0.2	
その他の家きんの肝臓	0.1	
鶏の腎臓	0.2	
その他の家きんの腎臓	0.1	
鶏の食用部分	0.2	
その他の家きんの食用部分	0.1	
鶏の卵	0.2	
その他の家きんの卵	0.1	
小麦ふすま	2	
干しぶどう	1	
綿実油(注21に限る。)	0.01	
綿実油(注21を除く。)	0.01	

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、ペイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイシス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、バブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注21) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

